

協約・協定改訂 職場要求を勝ち取ろうシリーズ ⑫

「懲戒等に関する基本協約等の条文の改訂」で団体交渉！ 懲戒の基準・適用範囲は変わらないことを確認

JR東海労は9月13日、申第15号『懲戒等に関する基本協約等の条文の改訂に関する申し入れ』について団体交渉を開催しました。会社の提案内容は、現行協約と比べ、懲戒の基準の規定数が多くなっていることから、これは「懲戒の基準」の変更ではないのか、と質しました。

申第15号（抜粋）と会社回答

【JR東海労】

会社は組合側幹事との協議において、今提案について「懲戒の基準は変わらないので『条文の改訂』である」と主張している。しかし、今まで明らかになっていなかったものが「懲戒の基準」として提案されている。これは「懲戒の基準」の変更である。会社は「懲戒の基準は変わらないので『条文の改訂』である」とする根拠を明らかにすること。また、なぜこの時期に提案したのか明らかにすること。

【会社回答】

今回の条文の改訂は、これによって懲戒の対象となる行為の範囲や懲戒の程度を変更することを目的とするものではなく、懲戒となる行為をこれまで以上に具体的に規定し、社員の予見可能性を高めることによって、不祥事の発生を予防することを目的とするものである。

この会社解答に示される通り、現行協約と比べ懲戒の基準の規定数が多くなっているものの、懲戒となる行為を具体的に規定したもので「懲戒の適用範囲を変えるものではない」「今まで懲戒の対象行為ではなかった事象を懲戒の対象とすることはない」「基準の運用も変わらない」ことを確認しました。

詳細は『業務速報877号』を参照してください。